

株 主 各 位

東京都中央区日本橋富沢町12番20号

株式会社 
代表取締役 CEO 西 嶋 尚 生

第111期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第111期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月19日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月20日(金曜日)午前10時
2. 場 所 新潟県長岡市東蔵王1丁目1番1号 当社長岡工場会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第111期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第111期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役9名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 当社執行役員およびこれに準ずる使用人に対して、特に有利な条件により株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
- 第4号議案 当社使用人および当社子会社の取締役に対して、特に有利な条件によりストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tsugami.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、円安の定着、政府・日銀による経済政策、金融政策などにより、持ち直しの動きに転じてきました。

工作機械業界におきましては、国内市場は水準は低いものの回復基調となり、米国市場・欧州市場も緩やかな回復傾向となりましたが、中国市場は回復が遅れ、全体としては弱含みでの推移となりました。

このような状況の下、当社グループは、新製品を投入し、顧客開拓を進めてまいりましたが、タイ洪水復興需要が無くなり、IT関連需要の翌期への持越し等により対前期比減収となりました。また、減収に加え、円安による売上原価の上昇および中国現地法人の上場準備に伴う株式移転に係る納税負担等から、対前期比減益となりました。

売上高は、前期比39.0%減の32,225百万円となりました。

国内売上は前期比4.9%減の7,360百万円、海外売上は同44.8%減の24,865百万円となり、海外比率は前期の85.3%から77.2%となりました。

また、機種別の売上高では、主力の自動旋盤は前期比24.1%減の25,819百万円、研削盤は同18.7%減の3,187百万円、マシニングセンタは同80.4%増の1,507百万円、転造盤・専用機はIT関連の減少により、同90.0%減の1,376百万円となりました。

損益につきましては、営業利益は前期比86.0%減の1,184百万円、経常利益は同71.6%減の1,932百万円、当期純利益は同91.8%減の344百万円となりました。

② 設備投資の状況

当年度中に取得した主要設備は次のとおりであります。

当社長岡工場 工作機械製造設備の増設

津上精密机床(浙江)有限公司 工作機械製造設備の増設

上記等の投資総額は1,738百万円で、自己資金を充当いたしました。

③資金調達の様況

当年度中は、社債および新株式の発行による資金調達は実施していません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の様況

(単位：百万円)

区 分	第108期 平成22年度	第109期 平成23年度	第110期 平成24年度	第111期 平成25年度 (当連結会計年度)
売 上 高	35,932	35,739	52,812	32,225
経 常 利 益	3,504	3,875	6,800	1,932
当 期 純 利 益	2,837	2,281	4,207	344
1株当たり当期純利益	42.72円	33.88円	57.16円	4.72円
総 資 産	35,860	50,757	45,919	52,250
純 資 産	22,122	27,717	31,998	31,587
1株当たり純資産額	331.39円	372.21円	427.86円	428.18円

(3) 重要な親会社および子会社の様況

①親会社の様況

該当はありません。

②重要な子会社の様況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)ツガミマシナリー	60百万円	100.0%	工作機械の部品の販売および据付修理
(株)ツガミ総合サービス	42百万円	100.0	工場内の建物、設備の点検・保守、損保代理業務 測定器・原器・工作機械の部品製造販売
津上精密机床(浙江)有限公司	258百万 人民币	(100.0)	工作機械の製造販売
浙江品川精密機械有限公司	35百万 人民币	(100.0)	工作機械用鋳物の製造販売
TSUGAMI KOREA CO., LTD.	100百万 ウォン	100.0	工作機械の販売
津上精密机床(中国)有限公司	2香港 ドル	100.0	持株会社
津上精密机床(香港)有限公司	2香港 ドル	(100.0)	持株会社

(注)当社の議決権比率()は間接所有であります。

(4) 対処すべき課題

(中長期的課題)

当社グループは、中長期的経営戦略として、以下の重点課題に対し積極的に取り組んでおります。

①成長分野を狙った新製品の投入

今後、成長が期待される分野、例えば環境・省エネ対応が求められる自動車向け部品、更に高度化するHDD・スマートフォン等IT分野・医療分野等に、お客様の要請に十分応えられる新製品の市場投入に全力で取り組んでまいります。

②成長地域を狙った事業戦略

中長期的には設備投資意欲が旺盛な中国・東南アジア・インド等の市場への生産・販売・アフターサービス体制の更なる強化を図ってまいります。

③経営の効率化と顧客満足度の向上

企業グループとしての総合力を高めるため、関係会社も含め営業・生産・管理体制の強化と高効率経営を図ってまいります。

また、引き続きお客様のニーズに合致した新製品の提供とサービスの充実に向け、常に顧客満足度の向上を目指し、お客様に信頼される経営に全力で取り組んでまいります。

以上のような活動と同時に環境保全やコンプライアンスなど、CSR活動にも積極的に取り組み、株主やお客様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に信頼される企業として、最大限の経営努力をしております。

(5) 主要な事業内容 (平成26年3月31日現在)

精密工作機械、精密工具の製造および販売

(6) 主要な営業所および工場 (平成26年3月31日現在)

①当 社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 中 央 区
営 業 所	東京、長岡、諏訪、名古屋、大阪
長 岡 工 場	新 潟 県 長 岡 市
高 見 工 場	新 潟 県 長 岡 市
新 潟 工 場	新 潟 県 新 潟 市

②子会社

名 称	所 在 地
(株)ツガマシナリ	神 奈 川 県 川 崎 市
(株)ツガミ総合サービス	新 潟 県 長 岡 市
津上精密机床(浙江)有限公司	中 国 浙 江 省
浙江品川精密機械有限公司	中 国 浙 江 省
TSUGAMI KOREA CO., LTD.	韓 国 ソ ウ ル 市

(7) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,832 (130) 名	412名増 (31名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。使用人数が前連結会計年度末に比べ 412名増加しましたのは、主として津上精密机床（浙江）有限公司において増加したことによります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
441(111)名	11名減(32名減)	42.7歳	17.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成26年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	－ 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	－ 百万円
株式会社北越銀行	－ 百万円
三井住友銀行(中国)有限公司	2,844百万円 (171百万円)
三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司	2,102百万円 (126百万円)
みずほ銀行(中国)有限公司	1,128百万円 (68百万円)

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは今後とも、時代の変化に対応した開発投資を積極的に行い、競争力の一層の強化、経営の効率化に引き続き取り組むことにより、企業グループの総合力を高め、株主の皆様へ利益還元を図ることが基本と考えております。

従いまして、企業体質の強化を図るとともに、安定配当を確保すべくグループをあげて努力してまいります。

また、株主還元策の一環としての自己株式取得につきましては、機動的な資本政策の遂行を可能とすること等を目的として、その必要性、財務状況、株価動向等を総合的に判断いたしまして適切に対応してまいります。

平成26年3月期の剰余金の配当につきましては、当初予想のとおり、1株につき中間配当金6円、期末配当金6円の年間12円とさせていただきます。

また、平成27年3月期の剰余金の配当につきましては、1株につき中間配当金6円、期末配当金6円の年間12円とさせていただきます予定であります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 320,000,000株
- ②発行済株式の総数 74,919,379株
- ③株主数 10,042名
- ④大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 東京精密口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	4,592	6.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,400	6.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,099	5.66
ゴールドマンサックスインターナショナル 常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社	2,480	3.42
第一生命保険株式会社	2,100	2.90
DMG 森精機株式会社	2,000	2.76
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	1,883	2.60
株式会社三井住友銀行	1,516	2.09
株式会社北越銀行	1,484	2.05
ザ バンク オブ ニューヨークージャスディック トリーティー アカウント 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	1,404	1.94

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。
2. みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 東京精密口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社の持株数4,592千株は、株式会社東京精密が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は株式会社東京精密が留保しております。また、当社は、株式会社東京精密の株式1,033千株(出資比率2.50%)を所有しております。
3. 当社は、自己株式を2,562千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 役員が保有している新株予約権の状況（平成26年3月31日現在）

発行決議の日		平成17年6月24日	平成18年6月23日
新株予約権の数		59個	22個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 59,000株 (新株予約権1個当たり1,000株)	普通株式 22,000株 (新株予約権1個当たり1,000株)
新株予約権の発行価額		無償	608円
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間		平成17年7月1日から 平成37年6月30日まで	平成18年7月21日から 平成38年7月20日まで
新株予約権の行使の条件		各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 2名 保有数 47個 目的である株式の数 47,000株	保有者数 1名 保有数 22個 目的である株式の数 22,000株
	社外取締役	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株
	監査役	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株
発行決議の日		平成18年6月23日	平成19年6月22日
新株予約権の数		19個	29個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 19,000株 (新株予約権1個当たり1,000株)	普通株式 29,000株 (新株予約権1個当たり1,000株)
新株予約権の発行価額		無償	513円
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間		平成18年7月21日から 平成38年7月20日まで	平成19年7月10日から 平成39年7月9日まで
新株予約権の行使の条件		各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 2名 保有数 13個 目的である株式の数 13,000株	保有者数 1名 保有数 29個 目的である株式の数 29,000株
	社外取締役	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株
	監査役	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株

発行決議の日		平成19年6月22日	平成20年6月20日
新株予約権の数		36 個	37個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 36,000株 (新株予約権1個当たり1,000株)	普通株式 37,000株 (新株予約権1個当たり1,000株)
新株予約権の発行価額		無償	279円
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間		平成19年7月10日から 平成39年7月9日まで	平成20年7月8日から 平成40年7月7日まで
新株予約権の行使の条件		各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 2名 保有数 18個 目的である株式の数 18,000株	保有者数 2名 保有数 28個 目的である株式の数 28,000株
	社外取締役	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株	保有者数 1名 保有数 4個 目的である株式の数 4,000株
	監査役	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株
発行決議の日		平成20年6月20日	平成21年6月19日
新株予約権の数		24個	195個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 24,000株 (新株予約権1個当たり1,000株)	普通株式 195,000株 (新株予約権1個当たり1,000株)
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり1円	1株当たり225円
新株予約権の行使期間		平成20年7月8日から 平成40年7月7日まで	平成23年7月7日から 平成26年6月30日まで
新株予約権の行使の条件		各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。	当社の取締役会決議および当社とこれに基づき新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 3名 保有数 13個 目的である株式の数 13,000株	保有者数 2名 保有数 80個 目的である株式の数 80,000株
	社外取締役	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株
	監査役	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株

発行決議の日		平成21年 6月19日	平成21年 6月19日
新株予約権の数		93個	75個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 93,000株 (新株予約権 1個当たり1,000株)	普通株式 75,000株 (新株予約権 1個当たり1,000株)
新株予約権の発行価額		123円	無償
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間		平成21年 7月 7日から 平成41年 7月 6日まで	平成21年 7月 7日から 平成41年 7月 6日まで
新株予約権の行使の条件		各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 3名 保有数 86個 目的である株式の数 86,000株	保有者数 2名 保有数 21個 目的である株式の数 21,000株
	社外取締役	保有者数 1名 保有数 7個 目的である株式の数 7,000株	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株
	監査役	保有者数 1名 保有数 16個 目的である株式の数 16,000株	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株
発行決議の日		平成22年 6月18日	平成22年 6月18日
新株予約権の数		350個	62個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 350,000株 (新株予約権 1個当たり1,000株)	普通株式 62,000株 (新株予約権 1個当たり1,000株)
新株予約権の発行価額		無償	532円
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり 667円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間		平成24年 7月 6日から 平成27年 6月30日まで	平成22年 7月 6日から 平成42年 7月 5日まで
新株予約権の行使の条件		各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 1名 保有数 5個 目的である株式の数 5,000株	保有者数 4名 保有数 54個 目的である株式の数 54,000株
	社外取締役	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株	保有者数 1名 保有数 4個 目的である株式の数 4,000株
	監査役	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株	保有者数 1名 保有数 4個 目的である株式の数 4,000株

発行決議の日		平成22年 6 月 18 日	平成23年 6 月 17 日
新株予約権の数		43個	139個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 43,000株 (新株予約権 1個当たり1,000株)	普通株式 139,000株 (新株予約権 1個当たり1,000株)
新株予約権の発行価額		無償	408円
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間		平成22年 7 月 6 日から 平成42年 7 月 5 日まで	平成23年 7 月 5 日から 平成43年 7 月 4 日まで
新株予約権の行使の条件		各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 1名 保有数 7個 目的である株式の数 7,000株	保有者数 5名 保有数 115個 目的である株式の数 115,000株
	社外取締役	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株	保有者数 2名 保有数 12個 目的である株式の数 12,000株
	監査役	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株	保有者数 2名 保有数 12個 目的である株式の数 12,000株
発行決議の日		平成23年 6 月 17 日	平成24年 6 月 15 日
新株予約権の数		66個	145個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 66,000株 (新株予約権 1個当たり1,000株)	普通株式 145,000株 (新株予約権 1個当たり1,000株)
新株予約権の発行価額		無償	459円
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間		平成23年 7 月 5 日から 平成43年 7 月 4 日まで	平成24年 7 月 3 日から 平成44年 7 月 2 日まで
新株予約権の行使の条件		各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 1名 保有数 10個 目的である株式の数 10,000株	保有者数 6名 保有数 120個 目的である株式の数 120,000株
	社外取締役	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株	保有者数 2名 保有数 10個 目的である株式の数 10,000株
	監査役	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株	保有者数 3名 保有数 15個 目的である株式の数 15,000株

発行決議の日		平成25年 6 月21 日
新株予約権の数		185個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 185,000株 (新株予約権 1 個当たり 1,000株)
新株予約権の発行価額		446円
新株予約権の行使時の払込金額		1 株当たり 1 円
新株予約権の行使期間		平成25年 7 月 9 日から 平成45年 7 月 8 日まで
新株予約権の行使の条件		各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 6名 保有数 145個 目的である株式の数 145,000株
	社外取締役	保有者数 3名 保有数 15個 目的である株式の数 15,000株
	監査役	保有者数 3名 保有数 25個 目的である株式の数 25,000株

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成25年6月21日開催の定時株主総会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
200個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
200,000株
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 575,000円（1株当たり 575円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
発行価額 755円
資本組入額 378円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成27年7月9日から平成30年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
当社の取締役会決議および当社とこれに基づき新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
- ・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当社使用人	200個	200,000株	61名

平成25年6月21日開催の定時株主総会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
120個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
120,000株
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1,000円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
発行価額 446円
資本組入額 223円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成25年7月8日から平成45年7月7日まで
- ・新株予約権の行使の条件
イ. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から7営業日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
ロ. 上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。
- ・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当社使用人	120個	120,000株	23名

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役および監査役の状況 (平成26年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役CEO	西嶋 尚生	
代表取締役COO	本間 利雄	管理部門統括
代表取締役COO	田内 清	製造部門統括
代表取締役COO	新嶋 敏治	工場管理部門統括
取締役	邊 宰賢	TSUGAMI KOREA CO., LTD. 社長 兼 TSUGAMI Universal Pte.Ltd. 社長
取締役	唐 東雷	中国事業統括、津上精密机床(浙江)有限公司 総経理
取締役	中川 威雄	ファインテック(株) 代表取締役社長
取締役	西山 茂	
取締役	島田 邦雄	島田法律事務所 代表パートナー
常勤監査役	山田 健司	
監査役	宮田 芳文	資産管理サービス信託銀行(株) 代表取締役副社長
監査役	玉井 宏明	DMG森精機(株) 専務取締役
監査役	木村 龍一	(株)東京精密 代表取締役 半導体社執行役員社長

- (注) 1. 取締役 中川威雄氏、西山茂氏、島田邦雄氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 宮田芳文氏、玉井宏明氏、木村龍一氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 中川威雄氏、島田邦雄氏、監査役 宮田芳文氏、玉井宏明氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
 取締役 三浦由博氏、山田健司氏は、平成25年6月21日開催の第110期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。なお、山田健司氏は、同株主総会において監査役に選任され就任いたしました。監査役 本間利雄氏は、同株主総会終結の時をもって辞任いたしました。なお、同氏は同株主総会において取締役に選任され就任いたしました。西山茂氏は、同株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	11 (4)	259百万円 (27)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (3)	46 (22)
合 計 (うち社外役員)	16 (7)	305 (49)

- (注) 1. 上記には、平成25年6月21日開催の第110期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、社外取締役1名、監査役1名を含んでおります。なお、社外取締役山田健司氏は同株主総会を終結の時をもって社外取締役を退任した後、監査役に就任したため、監査役本間利雄氏は同株主総会終結の時をもって監査役を辞任した後、取締役に就任したため、報酬額と員数につきましては、取締役就任期間は取締役に、監査役就任期間は監査役に含めて記載しております。
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 取締役の報酬等の額は、第109期定時株主総会において金銭報酬額として年額250百万円

以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、また、この報酬等の額とは別に株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額80百万円以内と決議いただいております。

4. 監査役の報酬等の額は、第103期定時株主総会において金銭報酬額として年額60百万円以内、また第104期定時株主総会において、この報酬等の額とは別に株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額20百万円以内と決議いただいております。
5. 報酬等の総額には、以下のものも含まれております。
 - ・ストックオプションによる報酬額

取締役 9名	68百万円（うち社外取締役 3名 7百万円）
監査役 3名	11百万円（うち社外監査役 2名 4百万円）

③社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地 位 氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	当社と兼職先との関係
取締役 中川 威雄	ファインテック(株) ファナック(株) 日本ピラー工業(株) オーエスジー(株)	代表取締役社長 監査役 取締役 取締役	当社はファインテック(株)およびオーエスジー(株)との間に製品販売等の、ファナック(株)との間に、製品仕入等の取引があります。
取締役 西山 茂	三井製糖(株)	監査役	当社と三井製糖(株)の間には、特別の利害関係はありません。
取締役 島田 邦雄	島田法律事務所 ヒューリックリート 投資法人	代表パートナー 監督役員	当社と島田法律事務所、ヒューリックリート投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
監査役 宮田 芳文	資産管理サービス 信託銀行(株)	代表取締役副社長	当社と資産管理サービス信託銀行(株)の間には、特別の利害関係はありません。
監査役 玉井 宏明	DMG森精機(株)	専務取締役	当社とDMG森精機(株)の間には、特別の利害関係はありません。
監査役 木村 龍一	(株)東京精密	代表取締役 (半導体社執行 役員社長)	当社は(株)東京精密との間に製品仕入等の取引があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動状況
取締役 中川 威雄	当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、製造業全般にわたる深い見識と経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
取締役 西山 茂	平成25年6月21日取締役就任後、当期開催の取締役会10回のうち10回に出席し、必要に応じ、経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
取締役 島田 邦雄	当期開催の取締役会12回のうち10回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な弁護士の観点から発言を行っております。
監査役 宮田 芳文	当期開催の取締役会12回のうち11回に、また、監査役会5回のうち4回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
監査役 玉井 宏明	当期開催の取締役会12回のうち9回に、また、監査役会5回のうち5回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
監査役 木村 龍一	当期開催の取締役会12回のうち10回に、また、監査役会5回のうち5回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の状況

- ①名称 新日本有限責任監査法人
- ②報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 津上精密机床(浙江)有限公司は、会計監査人以外の公認会計士が計算関係書類の監査をしております。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査の効率および費用等を総合的に勘案し、会計監査人の再任もしくは不再任の決定を行います。

④責任限定契約の内容の概要

契約はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、企業価値の持続的な拡大のため、業務の適正および財務報告の信頼性を確保するための体制（内部統制システム）を構築しております。

当社は、取締役会において内部統制システムの基本方針を以下のように決定しております。

- ①取締役および使用人の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役会は、コンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため「ツガミグループ行動規範」を制定しコンプライアンス方針を定める。
 - ロ. 取締役および使用人が法令、定款その他社内規則および社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として「内部通報制度」を構築する。
 - ハ. 社長直轄部署として監査室を設置し、コンプライアンスの実施状況を内部監査する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を文書管理規程および情報セキュリティ管理規程等の社内規程に従って適切に保存、管理する。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するために、リスク管理に係る委員会を設置し、リスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行うとともに、万一リスクが発生したときには、迅速かつ的確な施策ができるように規程およびマニュアル等を整備して、リスク管理体制を構築する。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定めている事項およびその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して重要事項の決定を行う。また、毎月定期的に経営会議を開催し、経営情報の共有化を図るとともに、重要な業務執行に関する事項について協議し、機動的な意思決定を行い経営の効率化を進めることとする。
- ⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. コンプライアンスについては、「ツガミグループ行動規範」を子会社にも、同様に適用する。
 - ロ. 毎月1回の経営会議に子会社の代表者も出席し、当社および子会社間での内部統制に関する協議を進めるとともに、情報を共有化することにより、その業務の適正さを確保する。
 - ハ. 内部監査部門（監査室）は、子会社が業務の執行において法令・社内規則およびコンプライアンスを遵守していることの確認を行う。

- ⑥監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを決めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は監査役から請求ある場合は、監査役を補助すべき使用人を置くことができる。この場合取締役からの独立性を確保するために、補助者の人事に関しては監査役会と十分協議の上決定するものとする。監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。
- ⑦取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は次の事項を監査役に報告するものとする。
イ. 会社に著しい影響を及ぼす重要な事実を発見したときは、その事実に関する事項
ロ. 法令、定款に違反する行為を発見した場合、またはその恐れがある場合は、その事実に関する事項
ハ. 内部監査部門（監査室）内部監査の結果
ニ. 内部通報制度の運用および通報の内容
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
ロ. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
ハ. 監査役は、内部監査部門（監査室）とも緊密な連携を保ちつつ、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができる。
- ⑨財務報告の信頼性を確保するための体制
イ. 財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制報告制度を整備する。
ロ. 内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。
ハ. 本制度の運用におけるモニタリング、評価、改善支援は内部監査部門（監査室）を責任部署として実施する。
- ⑩反社会的勢力を排除するための体制
イ. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
ロ. 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察、弁護士、企業防衛協議会等の外部専門機関とも連携して対応する。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	35,953	流 動 負 債	19,316
現金及び預金	6,227	支払手形及び買掛金	10,630
受取手形及び売掛金	6,686	短期借入金	6,075
たな卸資産	20,958	未払法人税等	1,113
繰延税金資産	577	製品保証引当金	277
未収消費税等	876	賞与引当金	246
その他	746	その他	973
貸倒引当金	△120	固 定 負 債	1,346
固 定 資 産	16,290	繰延税金負債	327
有形固定資産	10,420	役員退職慰労引当金	14
建物及び構築物	5,142	退職給付に係る負債	946
機械装置及び運搬具	3,906	その他	58
土地	564		
建設仮勘定	473	負 債 合 計	20,663
その他	333		
無形固定資産	328	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	49	株 主 資 本	28,579
その他	279	資本金	12,345
投資その他の資産	5,541	資本剰余金	5,889
投資有価証券	4,247	利益剰余金	11,424
関連会社株式	11	自己株式	△1,079
関係会社出資金	1,107	その他の包括利益累計額	2,401
繰延税金資産	1	<small>その他有価証券評価差額金</small>	1,391
その他	173	<small>為替換算調整勘定</small>	1,134
繰 延 資 産	5	<small>退職給付に係る調整累計額</small>	△123
株式交付費	5	新 株 予 約 権	605
資 産 合 計	52,250	純 資 産 合 計	31,587
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	52,250

連結損益計算書

（平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	32,225
売 上 原 価	25,122
売 上 総 利 益	7,102
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,918
営 業 利 益	1,184
営 業 外 収 益	1,131
受 取 利 息	20
受 取 配 当 金	55
為 替 差 益	912
受 取 保 険 金	36
そ の 他	107
営 業 外 費 用	383
支 払 利 息	141
手 形 売 却 損	114
そ の 他	127
経 常 利 益	1,932
特 別 利 益	232
固 定 資 産 売 却 益	122
補 助 金 収 入	110
特 別 損 失	320
固 定 資 産 除 却 損	21
固 定 資 産 売 却 損	13
投 資 有 価 証 券 売 却 損	271
そ の 他	13
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,845
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,462
法 人 税 等 調 整 額	38
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	344
少 数 株 主 利 益	—
当 期 純 利 益	344

連結株主資本等変動計算書

（平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本計 合
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計	
平成25年4月1日期首残高	12,345	5,884	11,956	△471		29,714
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△876			△876
当期純利益			344			344
自己株式の取得				△697		△697
自己株式の処分		5		88		94
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	-	5	△531	△608		△1,134
平成26年3月31日期末残高	12,345	5,889	11,424	△1,079		28,579
	その他の包括利益累計額				新株 予約権	純資産計 合
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
平成25年4月1日期首残高	1,092	691	-	1,783	500	31,998
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△876
当期純利益						344
自己株式の取得						△697
自己株式の処分						94
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	299	442	△123	618	105	723
連結会計年度中の変動額合計	299	442	△123	618	105	△411
平成26年3月31日期末残高	1,391	1,134	△123	2,401	605	31,587

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 7社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社ツガミマシナリー
株式会社ツガミ総合サービス
津上精密机床（浙江）有限公司
浙江品川精密機械有限公司
TSUGAMI KOREA CO., LTD.
津上精密机床（中国）有限公司
津上精密机床（香港）有限公司

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称 TSUGAMI (THAI) CO., LTD.
TSUGAMI GmbH
TSUGAMI PRECISION ENGINEERING INDIA PRIVATE LIMITED
TSUGAMI TECH SOLUTIONS INDIA PRIVATE LIMITED
TSUGAMI Universal Pte.Ltd.
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社または関連会社数 0社

② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 TSUGAMI (THAI) CO., LTD.
TSUGAMI GmbH
TSUGAMI PRECISION ENGINEERING INDIA PRIVATE LIMITED
TSUGAMI TECH SOLUTIONS INDIA PRIVATE LIMITED
TSUGAMI Universal Pte.Ltd.
REM SALES LLC
- ・ 持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更に関する事項

当子会社である津上精密机床（中国）有限公司および津上精密机床（香港）有限公司を、当連結会計年度において、持株会社として新たに設立いたしましたので、連結の範囲に含めております。

また、株式会社ツガミプレジジョンにつきましては、平成25年4月1日付で株式会社ツガミ総合サービスと合併したため、連結の範囲から除いております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、津上精密机床（浙江）有限公司、浙江品川精密機械有限公司、津上精密机床（中國）有限公司および津上精密机床（香港）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎とする方法を採用しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. その他有価証券

・ 時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、当社および国内連結子会社の平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15年～38年

機械装置及び運搬具 9年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・ その他の無形固定資産

定額法によっております。

ハ. リース資産

・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な繰延資産の減価償却の方法

株式交付費

3年にわたり定額法により償却しております。

社債発行費

社債の返還までの期間にわたり定額法により償却しております。

④重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社および国内連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社については、役員の退職により支給する役員退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給限度額を計上しております。

ニ. 製品保証引当金

当社は、製品販売後の無償保証期間に生じる補修費の支出に備えるため、過去の実績率に基づく見込額を計上しております。

⑤重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益、費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は、下記のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務

ヘッジ方針

為替変動リスクの回避ならびに損益確定のため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判断は省略しております。

⑦その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込み額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。会計基準変更時差異については15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6)会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を適用しております。（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）これにより、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末のその他の包括利益累計額が123百万円減少しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2)有形固定資産の減価償却累計額	12,148百万円
(3)受取手形割引高	978百万円
輸出受取手形割引高	2,453百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	74,919千株	一千株	一千株	74,919千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,300千株	1,493千株	231千株	2,562千株

(注) 普通株式の自己株式の数の増加1,493千株は、市場買付1,484千株、単元未満株式の買取り9千株によるものであります。

普通株式の自己株式の数の減少231千株は、ストックオプションの行使による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

平成25年5月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 441百万円
- ・1株当たり配当金額 6円
- ・基準日 平成25年3月31日
- ・効力発生日 平成25年5月29日

平成25年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 434百万円
- ・1株当たり配当金額 6円
- ・基準日 平成25年9月30日
- ・効力発生日 平成25年11月27日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成26年5月13日開催の取締役会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 434百万円
- ・1株当たり配当金額 6円
- ・基準日 平成26年3月31日
- ・効力発生日 平成26年5月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成17年6月24日株主総会決議分	平成18年6月23日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	59,000株	22,000株
新株予約権の残高	59個	22個
	平成18年6月23日株主総会決議分	平成19年6月22日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	19,000株	29,000株
新株予約権の残高	19個	29個

	平成19年6月22日株主総会決議分	平成20年6月20日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	36,000株	37,000株
新株予約権の残高	36個	37個
	平成20年6月20日株主総会決議分	平成21年6月19日株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	24,000株	195,000株
新株予約権の残高	24個	195個
	平成21年6月19日取締役会決議分	平成21年6月19日株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	93,000株	75,000株
新株予約権の残高	93個	75個
	平成22年6月18日株主総会決議分	平成22年6月18日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	350,000株	62,000株
新株予約権の残高	350個	62個
	平成22年6月18日株主総会決議分	平成23年6月17日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	43,000株	139,000株
新株予約権の残高	43個	139個
	平成23年6月17日株主総会決議分	平成24年6月15日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	66,000株	145,000株
新株予約権の残高	66個	145個
	平成24年6月15日株主総会決議分	平成25年6月21日株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	110,000株	185,000株
新株予約権の残高	110個	185個

	平成25年6月21日株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	115,000株
新株予約権の残高	115個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、国内外における事業遂行のために、必要な資金を銀行借入等により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。また、投資有価証券は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

短期借入金の使途は、運転資金であります。

デリバティブ取引は、外貨建売上債権、外貨建仕入債務について為替変動リスクの回避ならびに損益確定のため、対象債権債務の範囲内で為替予約によるヘッジを行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額
① 現金及び預金	6,227百万円	6,227百万円	－百万円
② 受取手形及び売掛金	6,686	6,686	－
③ 投資有価証券			
その他有価証券	4,245	4,245	－
④ 支払手形及び買掛金	(10,630)	(10,630)	－
⑤ 短期借入金	(6,075)	(6,075)	－
⑥ デリバティブ取引	－	－	－

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金 ならびに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金 ならびに⑤短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥デリバティブ取引

該当するものではありません。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額2百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	428円18銭
(2) 1株当たり当期純利益	4円72銭

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	28,355	流動負債	10,949
現金及び預金	4,174	支払手形	6,101
受取手形	73	買掛金	2,963
売掛金	10,058	未払金	153
製品・商品	3,196	未払費用	208
仕掛品	2,519	未払法人税等	1,012
原材料・貯蔵品	2,476	製品保証引当金	155
繰延税金資産	354	賞与引当金	162
未収入金	868	その他の	192
立替金	19	固定負債	1,158
その他の	4,797	繰延税金負債	350
貸倒引当金	△184	退職給付引当金	748
固定資産	13,439	その他の	58
有形固定資産	4,073	負債合計	12,108
建物	2,799	(純資産の部)	
構築物	88	株主資本	27,695
機械装置	412	資本金	12,345
車両運搬具	4	資本剰余金	5,889
工具・器具備品	177	資本準備金	5,884
土地	564	その他資本剰余金	5
リース資産	25	利益剰余金	10,540
無形固定資産	66	その他利益剰余金	10,540
電話加入権	10	繰越利益剰余金	10,540
ソフトウェア	49	自己株式	△1,079
リース資産	6	評価・換算差額等	1,391
投資その他の資産	9,299	その他有価証券評価差額金	1,391
投資有価証券	4,247	新株予約権	605
関係会社株式	3,506	純資産合計	29,692
関係会社出資金	958	負債・純資産合計	41,800
関係会社長期貸付金	490		
長期貸付金	1		
その他の	94		
繰延資産	5		
株式交付費	5		
資産合計	41,800		

損 益 計 算 書

（平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	29,491
売 上 原 価	25,464
売 上 総 利 益	4,026
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,114
営 業 損 失	87
営 業 外 収 益	1,624
受 取 利 息	96
受 取 配 当 金	115
貸 貸 料 収 入	51
為 替 差 益	1,251
受 取 保 険 金	36
そ の 他	72
営 業 外 費 用	206
支 払 利 息	10
貸 与 資 産 費 用	36
売 上 割 引	2
株 式 交 付 費 償 却	7
手 形 売 却 損	67
そ の 他	82
経 常 利 益	1,330
特 別 利 益	163
固 定 資 産 売 却 益	163
特 別 損 失	290
固 定 資 産 除 却 損	5
投 資 有 価 証 券 売 却 損	271
そ の 他 特 別 損 失	12
税 引 前 当 期 純 利 益	1,203
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,220
法 人 税 等 調 整 額	54
当 期 純 損 失	70

株主資本等変動計算書

（平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成25年4月1日首残高	12,345	5,884	—	5,884	11,486	11,486	△471	29,245
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△876	△876		△876
当期純利益					△70	△70		△70
自己株式の取得							△697	△697
自己株式の処分			5	5			88	94
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	—	—	5	5	△946	△946	△608	△1,549
平成26年3月31日期末残高	12,345	5,884	5	5,889	10,540	10,540	△1,079	27,695
			評価・換算差額等					
			その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		新株予約権	純資産合計	
平成25年4月1日首残高		1,092		1,092		500	30,837	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△876	
当期純利益							△70	
自己株式の取得							△697	
自己株式の処分							94	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		299		299		105	405	
事業年度中の変動額合計		299		299		105	△1,144	
平成26年3月31日期末残高		1,391		1,391		605	29,692	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------------|---|
| ①子会社株式および関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ②その他有価証券 | |
| ・時価のあるもの | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| ③デリバティブ | 時価法 |
| ④たな卸資産の評価基準および評価方法 | |

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------|--|
| ①有形固定資産 | 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 |
| （リース資産を除く） | なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
| | 建物 15年～38年 |
| | 機械装置 9年 |
| | 工具・器具備品 5年 |

②無形固定資産

（リース資産を除く）

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| ・自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
|--------------|----------------------------------|

③リース資産

- | | |
|-----------------------------|--|
| ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
| | なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 |

(3) 繰延資産

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 株式交付費 | 3年にわたり定額法により償却しております。 |
| 社債発行費 | 社債の返還までの期間にわたり定額法により償却しております。 |

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異（2,086百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

④ 製品保証引当金

製品販売後の無償保証期間に生じる補修費の支出に備えるため、過去の実績率に基づく見込額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は下記のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務

ヘッジ方針

為替変動リスクの回避ならびに損益確定のため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に係る重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判断は省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	10,616百万円
(3) 受取手形割引高	978百万円
輸出受取手形割引高	2,453百万円
債務保証残高	6,075百万円(366百万円)
(4) 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額	
投資その他の資産	3百万円
(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
①短期金銭債権	11,393百万円
②長期金銭債権	490百万円
③短期金銭債務	803百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高	14,208百万円
(2) 仕入高	7,122百万円
(3) 営業取引以外の取引高	177百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,300千株	1,493千株	231千株	2,562千株

(注) 普通株式の自己株式の数の増加1,493千株は、市場買付1,484千株、単元未満株式の買取り9千株によるものであります。

普通株式の自己株式の数の減少231千株は、ストックオプションの行使によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、株式報酬費用、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	津上精密机床(浙江)有限公司	(所有) 100.0% 直接	役員の兼任 当社製品の 製造・販売 同社商品の仕入	当社製品の販売 同社商品の仕入 資金の貸付 利息の受取 債務保証	9,588 6,712 5,174 96 6,075	売掛金 買掛金 短期貸付金 長期貸付金 —	5,023 613 4,681 493 —
子会社	津上精密机床(中国)有限公司	(所有) 100.0% 直接	持株会社	子会社株式の 持分移動	3,374	子会社株式	3,374
関連会社	REM SALES LLC	(所有) 29.5% 直接	当社製品・部品の 販売	当社製品・部品の 販売	3,050	売掛金 預り金	179 20

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

当社製品の販売、同社商品の仕入等は、市場価格を参考に決定しております。

2. 債務保証は金融機関借入れに対する保証であります。

3. なお、津上精密机床(中国)有限公司から、津上精密机床(浙江)有限公司の子会社株式を、津上精密机床(香港)有限公司に持分移動しております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	401円99銭
(2) 1株当たり当期純損失	0円97銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月9日

株式会社ツガミ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 五十嵐 朗 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野本直樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ツガミの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツガミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年 5月 9日

株式会社ツガミ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 朗 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 野本 直樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツガミの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成26年5月12日

株式会社ツガミ 監査役会

常勤監査役	山	田	健	司	Ⓞ
社外監査役	宮	田	芳	文	Ⓞ
社外監査役	玉	井	宏	明	Ⓞ
社外監査役	木	村	龍	一	Ⓞ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員(9名)は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有当社 株式数
1	にし じま たか お 西 嶋 尚 生 (昭和22年12月14日生)	昭和45年5月 (株)富士銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 平成11年2月 (株)東京精密営業副本部長 平成11年5月 当社営業開発部長、津上工販 (株)常務取締役 平成12年6月 当社取締役統轄本部営業開発 部長 平成15年4月 当社代表取締役社長 平成18年4月 当社代表取締役社長執行役員 平成24年4月 当社代表取締役CEO会長 兼 社長執行役員(現任)	10千株
2	ほん ま とし お 本 間 利 雄 (昭和27年8月2日生)	昭和50年4月 (株)北越銀行入行 平成14年4月 同行長岡新産支店長 平成16年4月 同行新町支店長 平成18年4月 同行直江津支店長 平成20年4月 当社常務執行役員管理部長 平成21年6月 当社取締役常務執行役員管理 部長 平成23年5月 当社取締役常勤顧問 平成23年6月 当社常勤監査役 平成25年6月 当社代表取締役COO 管理部門統括(現任)	10千株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有当社 株式数
3	た うち きよし 田 内 清 (昭和26年4月24日生)	昭和45年3月 当社入社 平成17年4月 当社執行役員生産本部 部品製造グループ グループリーダー 平成20年4月 当社執行役員品質保証部長 平成21年4月 当社常務執行役員生産管理 部長 平成22年10月 当社専務執行役員 生産部門統括 平成23年6月 当社取締役専務執行役員 生産統括部長 平成24年4月 当社代表取締役COO 製造部門統括(現任)	13千株
4	にい じま よし はる 新 嶋 敏 治 (昭和29年11月14日生)	昭和54年11月 当社入社 平成15年10月 当社技術本部自動旋盤 グループ グループリーダー 平成18年4月 当社常務執行役員 技術本部長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員 技術本部長 兼 生産本部 副本部長 兼 長岡工場長 平成21年4月 当社取締役専務執行役員 長岡工場長 平成21年6月 当社代表取締役専務執行役員 長岡工場長 平成24年4月 当社代表取締役COO 工場管理部門統括(現任)	14千株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有当社 株式数
5	びよん じえ ひよん 邊 幸 賢 (昭和31年7月10日生)	<p>昭和57年10月 三星物産(株)機械輸入事業部 部長</p> <p>平成12年7月 (株)D I 社長</p> <p>平成19年1月 (株)Exicon 副社長</p> <p>平成22年1月 TSUGAMI KOREA CO., LTD. 社長</p> <p>平成24年4月 当社上席執行役員海外統括部 付部長 兼 TSUGAMI KOREA CO., LTD. 社長</p> <p>平成24年6月 当社取締役上席執行役員海外 統括部付部長 兼 TSUGAMI KOREA CO., LTD. 社長</p> <p>平成25年6月 当社取締役顧問 兼 TSUGAMI KOREA CO., LTD. 社長 兼 TSUGAMI Universal Pte.Ltd. 社長(現任)</p>	0株
6	たん とう らい 唐 東 雷 (昭和37年11月27日生)	<p>平成4年7月 (株)東京精密入社</p> <p>平成17年11月 当社理事中国室長 兼 津上 精密机床(浙江)有限公司董事 兼 総経理</p> <p>平成21年4月 当社執行役員上海事務所長 兼 津上精密机床(浙江)有限 公司董事 兼 総経理</p> <p>平成22年4月 当社常務執行役員中国事業 担当 兼 津上精密机床(浙江) 有限公司副董事長 兼 総経理</p> <p>平成22年6月 当社取締役常務執行役員中国 事業担当 兼 津上精密机床 (浙江)有限公司副董事長 兼 総経理</p> <p>平成24年4月 当社取締役上席執行役員中国 事業担当 兼 津上精密机床 (浙江)有限公司副董事長 兼 総経理</p> <p>平成25年6月 当社取締役顧問 兼 津上精密 机床(浙江)有限公司副董事長 兼 総経理(現任)</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有当社株式数
7	なか がわ たけ お 中 川 威 雄 (昭和13年10月12日生)	平成11年5月 東京大学名誉教授(現任) 平成12年10月 ファインテック(株)代表取締役社長(現任) 平成14年6月 日本ピラー工業(株)取締役(現任) 平成19年6月 ファナック(株)監査役(現任) 平成20年6月 当社取締役(現任) 平成26年2月 オーエスジー(株)取締役(現任)	20千株
8	にし やま しげる 西 山 茂 (昭和23年3月4日生)	昭和46年6月 (株)三井銀行(現 (株)三井住友銀行)入行 平成18年6月 (株)三井住友フィナンシャルグループ代表取締役副社長 平成20年12月 ホウライ(株)代表取締役社長 平成22年6月 同社代表取締役社長 兼 社長執行役員 平成25年6月 当社取締役(現任) 平成25年6月 三井製糖(株)監査役(現任)	0株
9	しま だ くに お 島 田 邦 雄 (昭和34年8月16日生)	昭和61年4月 弁護士登録 岩田合同法律事務所弁護士 平成3年10月 ニューヨーク州弁護士登録 平成12年6月 みずほ債権回収(株)常務取締役(現任) 平成22年7月 島田法律事務所代表パートナー(現任) 平成23年6月 当社取締役(現任) 平成25年11月 ヒューリックリート投資法人 監督役員(現任)	0株

- (注) 1. 中川威雄氏、西山茂氏および島田邦雄氏は、社外取締役候補者であります。
2. 中川威雄氏および島田邦雄氏は、東京証券取引所へ独立役員として届出ております。
3. 中川威雄氏、西山茂氏および島田邦雄氏を社外取締役として選任をお願いするのは、高い見識と豊富な実務経験を有しており、当社の経営に大所高所からアドバイスをいただけるものと判断したためであります。
4. 当社は、中川威雄氏が代表取締役社長を務めますファインテック(株)へ製品等の販売(平成26年3月期末実績142百万円)がありますが、当社グループの年間連結売上高の0.5%未満と僅少であり、当該取引に起因する独立性への影響はなく、社外取締役、独立役員としての職務が適切に遂行できるものと考えております。

また、西山茂氏が平成20年6月まで取締役を務めておりました(株)三井住友フィナンシャルグループ傘下の(株)三井住友銀行は、当社の主要取引金融機関であります。

その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

5. 当社は、中川威雄氏、西山茂氏および島田邦雄氏との間で会社法427条第1項の規定に基づき同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。三氏が取締役に再任された場合、当社は責任限定契約を継続する予定であります。当該責任限定契約につきましては、当社定款第27条において「当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。」旨定めております。
6. 中川威雄氏、西山茂氏および島田邦雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、中川威雄氏が6年、西山茂氏が1年、島田邦雄氏が3年であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役 宮田芳文氏、玉井宏明氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。つきましては、監査体制の強化、充実を図るため、監査役1名を増員し、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有当社株式数
1	はや ざき けい じ 早 崎 敬 二 (昭和29年4月25日生)	昭和52年4月 (株)三井銀行 (現(株)三井住友銀行) 入行 平成17年1月 当社管理部部長(財務担当) 平成17年7月 当社執行役員管理部付部長 (財務担当) 平成24年4月 当社上席執行役員管理部付 部長(財務・総務担当)(現任)	0株
2	うちが さき もり くに 内ヶ崎 守 邦 (昭和25年8月6日生)	平成17年7月 (株)森精機製作所 (現DMG森精機(株)) 入社 平成18年6月 同社取締役経理財務本部長 平成20年6月 同社常務取締役 平成21年6月 同社常務執行役員 平成23年6月 同社常勤監査役(現任)	0株
3	てら もと ひで お 寺 本 秀 雄 (昭和35年5月20日生)	昭和58年4月 第一生命保険相互会社 (現第一生命保険(株)) 入社 平成22年4月 同社執行役員経営企画部長 平成23年4月 同社常務執行役員経営企画 部長 平成24年6月 同社取締役常務執行役員 グループ経営副本部長 兼 経営企画部長 平成25年4月 同社取締役常務執行役員 グループ経営副本部長(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者 内ヶ崎守邦氏および寺本秀雄氏は、社外監査役候補者であります。
3. 候補者 内ヶ崎守邦氏および寺本秀雄氏を社外監査役として選任をお願いいたしますのは、高い見識と豊富な実務経験を活かし、当社取締役会の業務執行を公正かつ客観的に監査していた

だけのものと判断したためであります。

4. 候補者 寺本秀雄氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしていると判断しております。
5. 当社は、内ヶ崎守邦氏および寺本秀雄氏の監査役選任が承認されました場合、候補者両氏と責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約につきましては、当社定款第35条において「当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。」旨を定めております。

第3号議案 当社執行役員およびこれに準ずる使用人に対して、特に有利な条件により株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員およびこれに準ずる使用人に対して、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、当社の株価や業績との連動性をより高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することにより、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限
下記(3)に定める内容の新株予約権110個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式110,000株を上限とし、下記(3)①により対象株式数（以下に定義する。）が調整された場合は、調整後対象株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、本株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

③新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内とする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑦新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑧その他新株予約権の行使の条件

i 新株予約権者は、上記③の期間内において、原則として当社の取締役、監査役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から7営業日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

ii その他の新株予約権行使の条件については、取締役会において定めるものとする。

第4号議案 当社使用人および当社社会社の取締役に対して、特に有利な条件によりストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社使用人および当社社会社の取締役に対して、ストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、当社使用人および当社社会社の取締役に対して新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限
下記(3)に定める内容の新株予約権200個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式200,000株を上限とし、下記(3)①により対象株式数（以下に定義する。）が調整された場合は、調整後対象株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、本株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の前日の終値（当日に終値がない場合はそれに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から2年を経過した日から3年間までとする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑦新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑧その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会決議およびこれに基づき新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

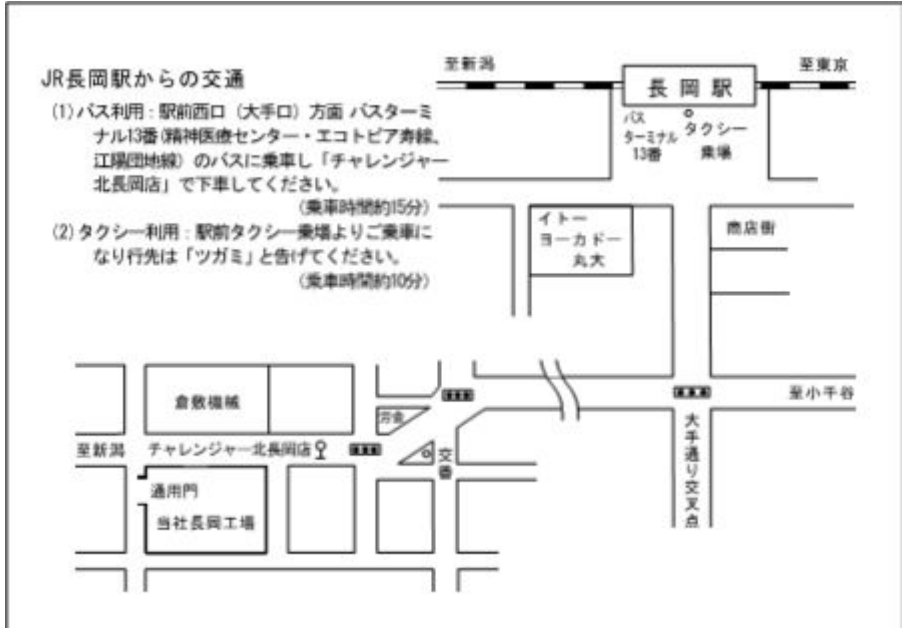
以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

新潟県長岡市東蔵王1丁目1番1号 (株)ツガミ長岡工場会議室
電話 0258(35)0850(代)



※通用門よりご来場ください。